

試作「辛穆墓誌銘」 訳注（北魏・武泰元年一月十五日・五二八）（洛陽新見墓誌）

【原文】

〔蓋〕魏故幽州刺史貞簡辛侯墓銘

魏故持節、後將軍、幽州刺史、貞簡辛侯墓誌銘

君諱穆、字叔宗、隴西狄道人也。祖驍騎、氣節凝峻（1）。父并州、風神爽拔（2）。君纂世德之余（3）、暉膺累仁之慶緒（4）。器格端嚴（5）、樹尚清遠（6）。温恭孝友（7）、天質自然（8）。忠信廉義（9）、無假因習（10）。表儁異於學初（11）、總成德於冠始（12）。蕭條樂古（13）、恬淡寡欲（14）。案積函篇（15）、筵無綺翫（16）。加以博學洽聞（17）、多識肯載（18）。太和十一年舉司州秀才、超桂林之一枝（19）、邁琨山之片玉（20）。尋除東雍州別駕乎。昔旧式猶存西府（21）、未立半任之寄（22）。寔隆茲日（23）、雖楮碧當才優之（24）、拳王疋称（25）。選引之、極方之（26）、於君實兼之矣（27）。遷北中郎長史、東荊州龍驤府司馬。後為征虜司馬、又轉龍驤長史、帶西義陽太守。首讚一州（28）、頻歷三府（29）。實以政治（30）。華戎故久（31）。而不佻後（32）。除汝陽太守、不藉鈎距（33）。而情為自得（34）、乃弘葦杖之仁播（35）。昔雨之沢（36）、雖宗均在政（37）、散飛蝗於九江（38）。龔遂作守（39）、整亂繩於勃海（40）。方軒並駕（41）、声実無爽（42）。及析轅告反（43）、布被言歸（44）。攀輪臥道（45）、盈衢咽陌（46）。遷中散大夫、尋加龍驤將軍。君履謙忌滿（47）、在性自深（48）。正光之末、遂凡裏歸遜（49）。朝廷欽咨道素（50）、柳而不許（51）。尋蒙引見（52）、親加慰免（53）。即面除平原公、相修身範物（54）、不言而治獄（55）。拜征虜將軍、太中大夫。君儀止閑和（56）、辞彩清潤（57）。不以榮辱變心（58）、憂驩動慮（59）。導民率下（60）、尽仁讓（？）之風（61）。當官奉職（62）、属匪躬之節（63）。由是嘉庸簡於帝心（64）、美頌溢於民口（65）、而驚川不舍「秀十頁」山（66）。奄及春秋七十有七、以孝昌三年五月五日薨於位。痛迎市壘（67）、悲深黃屋（68）。詔贈持節後將軍、幽州刺史。諡曰、貞簡、礼也。粵武泰元年正月己未朔十五日癸酉葬於芒山之南。感陵谷有代遷（69）、恋清猷於長往（70）。式銘遺芳（71）、寄之窮壤（72）。迺作銘曰、

肇憂開源（73）、資莘啓胄（74）。懸河泌写（75）、層峯累構（76）。夫君鐘美（77）、樹茲独秀（78）。霜筠共藹（79）、夙（風？）蘭等臭（80）。惟忠惟孝（81）、因心自得（82）。有言有行（83）、施吐成則（84）。樂彼冲虚（85）、恬此淵默（86）。風節剋宣（87）、声猷允塞（88）。良玉既雕（89）、逸翮斯举（90）。頻煩歷試（91）、王猷剋亨（92）。入参議職（93）、出紐挹組（94）。汎漸鄴衛（95）、化洽陳汝（96）。禍福無常（97）、吉凶共轍（98）。一去国门（99）、長

違昭世(100)。遭廻此路(101)、蓼老丘垤(102)。朝寵有追(103)、声微無絶(104)。

君父紹先、持節、冠軍將軍、并州刺史、晋陽惠侯。君母酒泉馬氏、父隲西海太守、君妻天水尹氏、父孟瑜新陽縣五等男、君大息子馥、字元穎、季廿九、司州并龍驤府録事參軍事、子馥、妻河東柳氏、父真道予州主簿、□次息、華字仲夷、年廿四。

【訓詁】

魏の故の幽州刺史、貞簡、辛侯墓銘

魏の故の持節、後將軍、幽州刺史、貞簡、辛侯の墓誌銘

君諱は穆、字は叔宗、隴西狄道の人なり。祖の驍騎、氣節は凝峻。父は并州、風神爽拔たり。君は世徳の余を纂ぎ、累仁の慶緒を暉膺し、器格は端嚴、樹は尚ほ清遠。温恭にして孝友、天質は自然。忠信廉義、假無く因習す。儁異を学初に表はし、徳を冠始に総成す。蕭條にして樂古、恬淡にして寡欲。凶篇を案積し、廷にして綺翫無し。加うるに博学洽聞を以てし、多識にして肯載す。太和十一年司州秀才に挙げられ、桂林の一枝を超え、崑山の片玉に邁む。尋して東雍州別駕に除せらる。昔の旧式猶ほ西府に存し、未だ半任の寄を立たず。寔隆茲曰、雖碧を楮(かく)し当に之を才優せんとし、王を挙げ疋きて称す。之を選引し之を極方し、君に於て之を実兼す。北中郎長史、東荊州龍驤府司馬に遷す。後に征虜司馬と為り、又た龍驤長史に轉じ、西義陽太守を帶す。一州を首讚し、三府を頻歴す。実に政治を以てし、華戎故久す。而して後後せず、汝陽太守に除せられ、鈎距に藉せず。而して情は自得たり、乃ち葦杖の仁播を弘す。昔雨の沢、宗均政に在ると雖も、飛蝗を九江に散らす。龔遂は守を作し、乱繩を勃海に整ふ。方軒並駕し、声実爽無し。析轅告反に及び、市被言帰す。攀輪臥道し、衢を盈たし咽陌す。中散大夫に遷し、尋して龍驤將軍を加ふ。君謙を履み満を忌し、在性は自ら深し。正光の末、遂に凡裏帰遜す。朝廷道素を欽咨し、柳して尋を許せず。引見を蒙(たまわり)、慰免を親加す。即面平原公に除せられ、相ひ身を修め物を範し、言はずして嶽を治む。征虜將軍、太中大夫を拝す。君は儀止は閑和、辞彩は清潤。榮辱愛心を以てせず、憂驩動慮す。民を導き下を率い、仁誕の風を尽す。官に当り職に奉じ、匪躬の節に属す。是に由り嘉庸帝心を簡し、美頌民口に溢れ、而して驚川して「秀十頁」山を舍(捨)つ。奄に春秋七十有七に及び、孝昌三年五月五日を以て位に薨す。市壘を痛逆し、黄屋を悲深す。詔ありて持節後將軍、幽州刺史を贈らる。諡に曰く、貞簡、礼也。粵に武泰元年正月己未朔十五日癸酉芒山の南に葬じ。陵谷を感じ代遷有り、清猷を長往に恋ふ。式銘は遺芳あり、之を窮壤に寄す。迺ち銘を作りて曰く、

肇め開源を憂ひ、莘を資し胄を啓く。懸河泌写し、層峯は累稱す。夫の君の鐘美は、茲の独秀を樹う。霜筠共に藹し、夙蘭等臭。惟れ忠惟れ孝、心に因りて自得す。言有り行有り、吐を施し則を成す。彼の冲虚を樂しみ、恬なるかな此の淵黙。風節剋宣は、声猷允に塞ぐ。良玉は既に雕られ、逸翮は斯挙す。頻煩に歴試し、王猷剋亨す。参議の職に入り、紐を出し組を挹む。沢は廓衛に漸し、陳汝を化洽す。禍福常無く、吉凶轍を共にす。一たび国門を去り、長く昭世に違ふ。遭廻なるかな此の路、蓼莪丘垤あり。朝寵追有り、声徽絶無し。

若父紹先、持節、冠軍將軍、并州刺史、晋の陽恵侯。君の母酒泉馬氏、父隲西海太守、君の妻天水尹氏、父孟瑜新陽県五等男、君の大息子馥、字元穎、季廿九、司州肯龍驤府録事参軍事、子馥、妻河東柳氏、父真道予州主簿、□次息、華字仲夷、年廿四。

【口語訳】

魏の元の幽州刺史、貞簡、辛侯の墓銘

魏の元の持節、後將軍、幽州刺史、貞簡、辛侯の墓誌銘

君の諱は穆、字は叔宗、隴西狄道の人である。祖の驍騎、士気は莊重嚴峻である。父は并州（の役人）であり、豪快颯爽である。君は先祖代々の徳行の名残を受け継ぎ、仁徳の糸口を輝き受け、風格は莊嚴であり、年齢はなお高く清らかである。温和であり兄弟には友愛をもって接し、天賦の資質が自然である。忠誠信実・廉潔節操であり、純真であり踏襲す。才知特異は童子の時に表れ、仕官する時に徳を完全に収めていた。寂寞冷落であり、古きものを樂しみ、清静淡泊で無欲である。凶書を求め、伸びてもてあそぶことはしない。加えて博学多識であり、多識であり肯定的に記す。太和十一年に司州の秀才に推挙され、人物が優れていることを超える、名誉や才能が目立った。尋があつて東雍州別駕に命ぜられた。昔の故事はなお西府に存するようなものであり、慌ただしい仮住まいから立ち上がる事ができない。寔隆茲曰、美しさを隠し、これの才能を引き出すことができ、王を引き立て正しく称した。官を辞し極めてこれを比較し、君はこれを兼ねた。北中郎長史、東荊州龍驤府司馬に移った。後に征虜司馬となり、またた龍驤長史に転じ、西義陽太守も務めた。一州を統治し、三府の役職を歴任した。実に政治が行き渡るこゝとなり、漢族も他も隔てなかった。後退することはなく、汝陽太守に任じられ、古代の兵器を踏みにじらなかつた。情は自ら体得し、刑罰を仁を広めた。昔雨の沢は宋均が政治の世界にいるとは言つても、イナゴが九江に広がってしまった。昔の偉人の襲遂のように守備を作り、動乱を渤海で鎮圧した。窓がある二匹の馬が並んで歩き、名声は實際は間違えることはない。析轅が告訴し、生活の清苦は清貧の生活に回帰した。

攀輪臥道し、道を満たして町にむせび泣いた。中散大夫に遷り、命令があつて龍驤將軍を加えられた。君は謙讓の徳を行い、満たされることを嫌い、性質は深まった。正光の末、遂に内に政治的な力を回復した。朝廷は道を謹んで謀り、星宿は許さなかつた。皇帝は呼び寄せて謁見し、勉勵を慰問した。すぐに身を修め人に範を示し平原公に任命され、身を修め人に範を示し、言はずして獄を治めた。征虜將軍、太中大夫を拜した。君の立ち振る舞いは静かで和らいで、文書の彩は清麗温潤であつた。栄光と恥辱は心変わりをすることがなく、哀樂に心を動かした。民を導き率い、情け深くへりくだつた。官職を担当しその職に奉じ、我が身を省みず王事に尽くす忠節に従つた。これによつて嘉績は御心のままに選ばれ、美しい言葉が民の口からあふれたが、予期をしない死が襲つた。年齢が七十七才におよび、孝昌三年五月五日に役所で亡くなられた。市中に驚きが走り、悲しさが屋敷を包んだ。詔が出され持節後將軍、幽州刺史を贈られた。諡は貞簡となつた、礼である。ここに武泰元年正月己未朔から十五日の癸酉に芒山の南に埋葬した。埋葬される谷は変わることがあり、清らかな道を永久にこいねがう。規範となる文書はかくわしい香りがし、これを天地に寄せた。そこで銘を作つた。

めは源を憂え、長い武器を資(たす)け兜を啓(ひら)いた。傾斜して止まらず、饒舌であり必ず書いた。亡くなつた墓主の美は、この特に秀でたものを植えた。霜と青竹はともに茂り、風に吹かれる蘭の香りがする。忠であり孝であり、に従い自ら悟つた。聞くべき発言・見るべき行いは、言葉を施し規則をなした。そのむなしさを楽しみ、安らかなるかなこの沈黙は。風骨と気概は、名誉ある謀は充滿している。良玉は既に雕られ、強くてよい鳥の羽は飛び上がった。頻繁にいろいろと試み、王道を高めた。参議の職に入り、ひもを出し、くみひもを組んだ。沢は廊川・衛川に流れ込み、陳汝の地まで教化が行き渡つた。災いや幸福が来るのに常の道はなく吉凶には境がない。度現世を離れたらば、永別し政治清明の時代に入る。難行不進なるかなこの道、人參やキンマの生える小山あり。朝廷が追号を贈り、名声を好むことは絶えることがない。若父は紹先といい、持節、冠軍將軍、并州刺史であり、晋の陽惠侯である。君の母は酒泉の馬氏であり、その父は隲といい西海太守である。君の妻は天水尹氏であり、その父は孟といい瑜新陽県の五等男である。君の長男は子馥といい、字は元穎、年は廿九、司州肯龍驤府録事参軍事である。子馥の妻は河東柳氏であり、その父は真道といい予州主簿である。二男は華といい字仲夷、年齢は廿四である。

【注記】

1 氣節凝峻 氣節は士氣・節操のこと。崔楷墓誌に「氣節少年□幼在青」とあるが、意味がはっきりしない。『史記』汲鄭列伝に「好學、游俠、

任氣節、内行脩絜、好直諫。」とある。●凝峻は莊重嚴峻なこと。元崇業墓誌に「君器懷凝峻」とある。また、『晋書』傅玄伝に『長虞、風格凝峻、弗墜家声。』とあり、『南史』樹林伝・陸慶に「觀陸慶風神凝峻、殆不可測。」とある。

2 風神爽拔 豪快颯爽である意。風神爽拔は『北史』王世積伝及び『隋書』王世積伝に「世積容貌魁岸、腰帶十圍、風神爽拔、有人傑之表。」とある。類似の表現は、李達妻張氏墓誌銘に「君少而風神爽悟」とあり、元悰墓誌銘に「風神爽發」とある。

3 纂世徳之余 先祖代々の徳行の名残を受け継ぐという意。纂は継ぐ。世徳は『詩経』大雅文王之什下武篇に「王配于京、世徳作求。」とあり、『淮南子』汜論篇に「今世徳益衰、民俗益薄」とある。累世の功徳、先世の徳行。先祖代々の徳行。程暉墓誌銘に「世徳凝英」とあり、元徽墓誌銘に「世徳鍾美」とあり、楊昱墓誌銘に「世徳靡渝」とあり、辛璞墓誌銘に「世徳之芳」とある。

4 暉膺累仁之慶緒 仁徳の糸口を輝き受ける意。暉膺は輝き受ける意。『文選』顔延之「応証觀北湖田収」に「帝暉膺順動」とある。●また、

「累仁」は『晋書』慕容儁伝に「吾積福累仁、子孫當有中原。」とあり、『魏書』崔浩伝に「積徳累仁、多歴年載」とあるように、仁徳を重ねること。元洛神墓誌銘に「紛綸累仁」とあり、元恭墓誌銘に「累仁成聖」とあり、張滿墓誌銘に「累仁為本」とある。●「慶緒」は『魏書』李順伝に「既公侯之必復、亦慶緒之所融。」とあるように、幸いの糸口の意。

5 器格端嚴 風格は莊嚴である意か。器格は不明。風格のことか。●端嚴は『風俗通』十反・宗正南陽劉祖に「容止端嚴、學問通覽」とあり、『魏書』世宗宣武帝 元恪伝に「善風儀、美容貌、臨朝淵默、端嚴若神、有人君之量矣。」とある。また、長孫子梵墓誌銘に「識宇端嚴」とあり、朱欣墓誌銘に「君資性端嚴」とあり、馮虬墓誌銘に「君志性端嚴」とあり、陸延壽墓誌銘に「公風格端嚴」とある。人の風貌を示すもので、端莊嚴謹、莊嚴な様。

6 樹尚清遠 年齢はなお高く清らかである意。樹尚は不明。清遠は『易经』漸「鴻漸于陸、其羽可用為儀」の王弼注に「進處高潔、不累於位、無物可以屈其心而亂其志、戢戢清遠、儀可貴也」とあるように、清明、高遠の意。清遠は石定墓誌銘に「志節清遠」とあり、呂達墓誌銘に「才韻清遠」とあり、張斌墓誌銘に「稟度清遠」とある。

7 温恭孝友 温和であり兄弟には友愛をもって接する意。恭敬。温恭孝友は『三国志』高貴郷公髦伝に「關内侯鄭小同、温恭孝友、帥禮不忒。」とある。また、于神恩墓誌銘に「温恭孝友」とあり、辛術夫婦墓誌銘に「温恭孝謹」とあり、妃諱敬墓誌銘に「温恭孝友之性」とあり、李妻

崔宣華墓誌銘に「温恭孝悌」とある。●温恭は『書経』舜典に「浜哲文明、温恭允塞」とあり、その孔穎達疏に「温和之色、恭遜之容」とある。また『詩経』商頌・那篇に「自古在昔、先民有作。温恭朝夕、執事有恪。」とあり、『魏書』献文六王伝彭城王勰伝に「温恭愷悌、忠雅寬仁、興居有度、善終篤始。」とあり、游明根伝に「志尚貞敏、温恭靜密、乞言是寄。」とある。人の性格を評する言葉で、温和であり恭敬である意。

●また、孝友は『詩経』小雅六月篇に「侯誰在矣、張仲孝友」とありその毛伝に「善父母爲孝、善兄弟爲友。」とあり、『後漢書』韓棱伝に「稜四歳而孤、養母弟以孝友稱。」とある。父母に孝順に事え、兄弟には友愛をもって接すること。

8 天質自然 天賦の資質が自然である意。天質自然は『後漢書』達旨伝に「固將因天質之自然、誦上哲之高訓。」とあり、『晋書』嵇康伝に「人以為龍章鳳姿、天質自然。」とあり、天質は『史記』商君列伝に「商君、其天資刻薄人也。」とある。天賦の資質が自然であること。張太和墓誌銘に「信唯天質」とあり、王琳墓誌銘に「稟自天質」とあり、永昌郡長公主墓誌銘に「天質異等」とある。●また自然は、皇甫驎墓誌銘に「自然孤解」とあり、元爵墓誌銘に「明而自然」とあり、元祐墓誌銘に「英明照晰於自然」とある。

9 忠信廉義 忠誠信実・廉潔節操の意。忠信は『易経』乾篇に「君子進德脩業、忠信所以進德也。」とあり、『史記』秦始皇本紀に「此四君者、皆明知而忠信、寬厚而愛人、尊賢重士、約從離衡。」とあるように忠誠信実である様。邢偉墓誌銘に「發言歸于忠信」とあり、元鑿之墓誌銘に「言結忠信」とあり、元茂墓誌銘に「來官忠信」とあり、楊椿墓誌銘に「忠信為期」とあり、●また、廉義は『魏書』高祖孝文帝紀に「孝悌廉義、文武應求者、皆以名聞。」とあり、廉潔であり節操であること。

10 無假因習 純真であり、踏襲する意。無假は晋陶潜の命子に「人亦有言、斯情無假。」とあり、『莊子』天道「審乎無假而不與利遷」とあり、『史記』越王句踐世家に「越窺兵通無假之關」とある。純真であり虚飾がないこと。張玄墓誌銘に「無仮置水」とあり、高樹生妻韓期姬墓誌銘に「無假伝習」とあり、辛蕃墓誌銘に「無假詳載」とあり、元惊墓誌銘に「無假琢磨」とある。●因習は『魏書』賀狄干伝に「狄干在長安幽閉、因習讀書史、通論語、尚書諸經。」とあり、同積老志に「終恐因習滋甚、有虧恒式。」とある。伝え合い踏襲する意。また、宇文廩墓誌銘に「忠信無假因習」とあり、封之秉墓誌銘に「无假因習」とあり、王令媯墓誌銘に「無假因習」とある。宇文廩墓誌銘に「無假因習」とあり、才知特異は童子の時に表れる意。僞異は『左伝』昭公十二年に「其以中僞也」の杜預注に「言投壺中、不足為僞異」とあり、『魏書』李訴伝に「然後選其俊異、以為造士。」とあり、『北史』崔暹伝に「長八尺餘、姿神僞異。」とある等、才知特異な人。王導墓誌銘に「童

子儁異」とあり、元欽墓誌銘に「幼而儁異」とある。●学初は他に用例がない。

12 総成徳於冠始 仕官する時に徳を完全に収めていたという意。総成は総承。完成すること。『梁書』劉之遺伝に「古本相合為次、總成三十八卷」とある。●冠始は『明史』礼十に「時宣宗未冠、及冠始加稱皇太孫云」とある。冠を戴く時、仕官するとき。劉滋墓誌銘に「弱冠始士尚書郎中」とある。

13 蕭條樂古 寂寞冷落であり、古きものを楽しむ意。蕭條は『楚辭』遠游篇に「山蕭條而無獸兮、野寂寞其無人。」とあり、『淮南子』俶真訓に「虛無寂寞、蕭條霄霏、無有仿佛」とあり、同齊俗訓に「故蕭條者、形之君、而寂寞者、音之主也。」とある。寂寞冷落、凋零の意。王昌墓誌銘に「遠氣蕭條」とあり、李達妻張氏墓誌銘に「蕭條保野」とあり、李憲墓誌銘に「獄狂蕭條」とあり、司馬興龍墓誌銘に「蕭條身世」「蕭條城市」とある。●樂古は『北史』辛紹先伝に「耽道樂古」とあり、辛祥墓誌銘に「樂古澹丘園於止足」とある。

14 恬淡寡欲 清静淡泊で無欲である意。一致する表現として、元則墓誌銘に「恬澹寡欲」とある。恬淡は『老子』に「恬淡爲上、勝而不美。」とあり、『莊子』天道篇に「夫虚静恬淡、寂寞無爲者、天地之平而道德之至也。」とある。清静淡泊の意味。李祖牧墓誌銘に「志全恬澹」とある。●また寡欲は『老子』に「見素抱朴、少私寡欲。」とあり、『魏書』皇后列伝太武惠太后竇氏伝に、「性恬素寡欲、喜怒不形於色。」とあり、人の性格を表す標語で、節制欲望の意。寡欲は元又墓誌銘に「多能寡欲」とあり、侯剛墓誌銘に「少私寡欲」とあり、韋彪墓誌銘に「淡而寡欲」とある。

15 案積図篇 図書を求める意か。文献に引用はないが、元襲墓誌銘に「紀績図篇」とあり、図書の意味か。

16 廷無綺翫 伸びてもあそぶことはしない意。廷は伸びる意。綺翫はうつくしいものをもてあそぶ意か。

17 加以博学洽聞 加えて博学多識であるという意。洽聞は『史記』儒林伝に「其令禮官勸學、講議洽聞興禮、以爲天下先。」とあり、『魏書』高允伝に「臣學不洽聞、識見寡薄、懼無以裨廣聖聽、仰酬明旨。」とある。多聞博識なこと。類似の表現に『論語』為政篇に「言雖博學多聞疑則闕之」とある。于神恩墓誌銘に「博学多聞」とあり、封柔墓誌銘に「博学洽聞」とあり、王軌及夫人馮氏墓誌銘に「好古洽聞」とある。

18 多識肯載 多識であり肯定的に記す意。多識は王彤墓誌銘に「博聞多識」とあり、崔芬墓誌銘に「多識英英」とあり、●肯載は肯んじ記す。

司馬遠龍墓誌銘に「聞之肯載」とある。

19 超桂林之一枝 人物が優れていることを超える意。桂林之一枝は『晋書』郤詵伝に「舉賢良對策、為天下第一、猶桂林之一枝、崑山之片玉。」とある。名譽や才能が目立つこと。墓誌銘には、長孫盛墓誌銘に「桂林之一枝」とあり、張寧墓誌銘に「自以桂林一枝、崑山片玉」とあり、房智墓誌銘に「譬桂林之一枝、等琨山之片玉」とある。

20 邁崑山之片玉 邁は進むこと。『晋書』郤詵伝に「舉賢良對策、為天下第一、猶桂林之一枝、崑山之片玉。」とある。名譽や才能が目立つこと。崑山は長孫瑱墓誌銘に「如崑山之秀玉」とあり、元彦墓誌銘に「崑山墜嶠」とあり、元仙墓誌銘に「資玉崑山」とあり、元讞墓誌銘に「逢慶崑山」とある。●片玉は直頭墓誌銘に「伊瀝之片玉」とある。

21 昔旧式猶存西府 昔の故事はなお西府に存するようなものであるという意。旧式は故事、成例。班固の「兩都賦」序に「先臣之舊式、國家之遺美、不可闕也」とある。西府は官府。『魏書』李宝伝にある「正光五年六月、突入州門、擒彥於内齋、囚於西府、推其黨莫折大提為帥、遂害彥。」とあり、叱干渴墓誌銘には墓誌銘に「典征西府録事戸曹二参」とあり、司馬盛及夫人索氏墓誌銘に「除平西府司馬」とあり、席盛墓誌銘に「都督安西府司馬」とあるように、役職に関連するものである。

22 未立半任之寄 慌ただしい仮住まいから立ち上がることでできない意味か。半任は慌ただしい。

23 寔隆茲日 茲日は『春秋左氏伝』定公十三年伝に「諸大夫皆曰不可。邴意茲日可」とある。

24 雖楮碧当才優之 美しさを隠し、これの才能を引き出すことができるとは言つても意。楮は覆う、碧は青く美しい石。●才優は『史記』礼書の「門人之高弟也」の注に「言子夏是孔子門人之中高弟者、謂才優而品第高也」とあり、『晋書』劉毅伝に「行寡才優、宜獲器任之用」とあり、『梁書』劉孝綽伝に「孝綽自以才優於洽、每於宴坐」とある。才能が優れていること。李遵墓誌銘に「司簡才優」とあり、王僧墓誌銘に「以君才優器秀」とあり、元孟瑜墓誌銘に「才優七步」とあり、崔寬墓誌銘に「才優宦薄」とある。

25 举王足称 王を挙げ足きて称す。不明。王を引き立て正しく称する意か。高岳墓誌銘に「举王人同」とある。

26 選引之、極方之 官を辞し極めてこれを比較する。選引は官職を辞すること。『風俗通』過誉 司空穎川韓稜に「稜統機括、知其虚實、當聽上病、以禮選引」とある。司馬昇墓誌銘に「辰極方高」とある。

27 於君実兼之矣 君はこれを兼ねたという意。実兼之は『三国志』呉書陸遜伝に「内外之任、君實兼之」とあり、『宋書』武帝中伝に「内外之重、公實兼之」とある。高孝瑜墓誌銘に「実兼之矣」とある。

28 首讚一州 一州を統治する意。首讚は『三国志』魏書衛臻伝「太祖每涉郡境、輒遣使祠焉」の注に「深見廢興、首讚弘謀」とある。元璨墓誌銘に「首讚幕府」とあり、一州は元厥墓誌銘に「求置一州」とあり、独孤賓墓誌銘に「公義拳一州」とある。

29 頻歴三府 三府の役職を歴任すること。頻歴は『後漢書』廉范伝に「後頻歴武威、武都二郡太守」とあり、『晋書』應貞伝に「舉高第、頻歴顯位」とあり、『魏書』常山王遵伝に「少引内侍、頻歴顯官」とある。元汎略墓誌銘に「君頻歴兩邦」とあり、独孤思男墓誌銘に「及頻歴二蕃」とあり、梁才墓誌銘に「頻歴康城」とあり、柳鶯墓誌銘に「頻歴清頭」とある。●三府は『魏書』廣平王洛侯伝に「詔付門下、尚書、三府、九列議定以聞」とある。役所の一つ。張纂墓誌銘に「具三府之儀」とあり、崔猷墓誌銘に「于時三府妙選」とあり、張懋墓誌銘に「引参府属」とあり、張遵墓誌銘に「爵班三府」とある。

30 実以政治 政治は『後漢書』郡國志五 日南郡伝に「贊曰、眾安后載、政治區分；侯罷守列、民無常君」とある。長孫罔墓誌碑に「政治流化」とある。

31 華戎故久 漢族も他も隔てなかったという意。華戎は漢族と少数民族のこと。『後漢書』敦煌郡「敦煌郡」の注に「華戎所交、一都會也」とあり、『魏書』楊播伝に「亦以別華戎、異内外也」とあり、『北齊書』文宣帝紀に「逮光統前緒、持衡匡合、華戎混一、風海調夷、日月光華、天地清晏、聲接響隨、無思不偃、此又王之功也。」とある。裴良墓誌銘に「華戎胥萃」とあり、尉遲雲墓誌銘に「華戎恋德」「此州華戎相半」とある。●故久は隔てがない。『孟子』公孫丑上篇に「相與輔相之。故久而後失之也」とあり、『史記』衛青伝に「西南夷、以故久不伐胡」とあり、『後漢書』何進伝に「且進又居重權、故久不決」とあり、『北史』楊義臣伝に「本異同心、故久而愈薄」とある。

32 而不後 後 後後は出典がない。後退しない意か。

33 不藉鉤距 古代の兵器を踏みにじらない意。藉は踏みにじる意。鉤距は『墨子』備穴編の「爲鐵鉤距長四尺者、財自足、穴徹、以鉤客穴。」とあり、『漢書』趙廣漢傳に「尤善爲鉤距、以得事情。」とあり、その注に「晉灼曰「鉤、致；距、閉也。使對者無疑、若不問而自知、衆莫覺所由以閉、其術爲距也。」」あるように、古代の兵器。高充墓誌銘に「自鉤距之術」とある。

34情為自得 情は自ら体得したという意。情為は『史記』叔孫通伝に「禮者、因時世人情為之節文者也」とあり、『後漢書』朱暉伝に「情為恩使、命緣義輕」とあり、『晋書』嵇康伝に「言小人則以匿情為非」とあり、『魏書』祭祀上篇に「而又必究四時、於情為簡」とある。元恭墓誌銘に「情為難測」とある。●自得は体得すること。『尚書』商書 仲虺之誥篇に「予聞曰。能自得師者王」とあり、同周書康誥篇に「凡民自得罪」とあり、『礼記』中庸篇に「君子無入而不自得焉」とあり、『孟子』滕文公上篇に「匡之直之。輔之翼之。使自得之」とあり、『史記』晏嬰伝に「策駟馬、意氣揚揚甚自得也」とあり、『魏書』彭城王伝に「自得懷抱」とある。李端墓誌銘に「自得澹若依玄」とあり、馮聿墓誌銘に「悠然自得」とあり、元緒墓誌銘に「雍容於自得之地」とあり、寇憑墓誌銘に「容予自得」とあり、元孟輝墓誌銘に「逍遙自得」とある。

35弘葦杖之仁播 刑罰を仁を広めてもの意。葦杖は刑罰寛仁のことをいう。葦杖は三国魏の曹植「対酒歌」に「蒲鞭葦杖示有刑」とあり、『文選』沈約 齊故安陸昭王碑文に「南陽 葦杖未足比其仁、 潁川 時雨無以豐其澤。」とある。仁播は仁を広める意。元瓌墓誌銘に「蒲鞭葦杖」とある。

36昔雨之沢 出典はみられない。之沢については、王昌墓誌銘に「栖遲文藻之沢」とあり、世宗宣武皇帝嬪墓誌銘に「椒掖流愷悦之沢」とあり、赫連悅墓誌銘に「來甦之沢」とあり、高孝瑜墓誌銘に「灑時雨之沢」とある。

37雖宗均在政 宋均が政治の世界にいるとは言つても意か。宗均は『後漢書』南蠻西南夷列傳に「謁者宗均」とあり、その集解に「宗均即宋均」とある。于纂墓誌銘に「昔宗均去虎」とあり、緜静墓誌銘に「宗均戚同」とある。『魏書』高祐伝には「祐曰、「昔宋均樹德、害獸不過其郷」とあることから人名か。在政は王僧墓誌銘に「在政未幾」とあり、傅長興墓誌銘に「在政励民」とあり、梅勝郎妻崔迎男墓誌銘に「能官在政」とある。

38散飛蝗於九江 イナゴが九江に広がる意。飛蝗はイナゴ。『三国志』呉書趙達伝に「至計飛蝗、射隱伏、無不中效」とあり、『晋書』蝗蟲伝に「飛蝗從南來、集堂邑縣界、害苗稼」とあり、『宋書』蝗蟲伝に「飛蝗從南來、集堂邑縣界、害苗稼」とある。于纂墓誌銘に「魯恭飛蝗」とあり、元悌墓誌銘に「亦曰飛蝗」とあり、裴良墓誌銘に「馴雉飛蝗」「飛蝗入海」とあり、張滿墓誌銘に「飛蝗莫反」とあり、元疑墓誌銘に「飛蝗為其出境」とある。●九江は『魏書』陽尼伝に「鑿龍門以通河兮、疏九江而入海」とあり、同楊大眼伝に「從高祖征宛、葉、穰、鄧、九江、鍾離之間、所經戰陳」とあり、同島夷蕭衍伝に「南出五嶺、北防九江」とある。元昂墓誌銘に「九江相遠」とあり、元恭墓誌銘に「鬻發九江」

とある。

39 龔遂作守 昔の偉人の龔遂のように守備を作ったという意。龔遂は人名。『史記』主父偃伝に「治民則黃霸、王成、龔遂、鄭弘、邵信臣、韓延壽、尹翁歸、趙廣漢之屬、皆有功迹見述於後」とあり、『魏書』崔玄伯伝に「衡至、修龔遂之法、勸課農桑」とある。席盛墓誌銘に「龔遂居渤海」とある。●作守は『三国志』薛綜伝に「作守合浦、在海之隅」とあり、『晋書』張華伝に「堪大不堪小、不如作守舍人」とある。永陽昭王蕭敷墓誌銘に「作守漢濱」とあり、崔猷墓誌銘に「剖符作守」とあり、崔賓媛墓誌銘に「作守本畿」とあり、賈思伯墓誌銘に「作守登州」とあり、蘇屯墓誌銘に「剖符作守」とあり、元純陀墓誌銘に「作守近畿」とある。

40 整乱繩於勃海 動乱を渤海で鎮圧したという意。乱繩は『漢書』循吏伝 龔遂伝に「聞治亂民猶治亂繩、不可急也」とあり、『宋書』羊玄保伝に「昔龔遂譬民於亂繩、緩之然後可理」とある。また、蕭敷墓誌銘に「乱繩宜理」とあり、元茂墓誌銘に「乱繩久而不解」とあり、郭挺墓誌銘に「仁著乱繩」とあり、封子繪墓誌銘に「乱繩自解」とあり、陸延壽墓誌銘に「亂繩自解」とあり、朱緒墓誌銘に「乱繩斯理」とある。

41 方軒並駕 窓がある二匹の馬が並んで歩く。方軒は開け閉めのできる窓。『晋書』張載伝に「酒駕方軒」とあるが、『文選』何晏「景福殿賦」に「陰堂承北、方軒九戸。」とあり、その李善注に「方軒、窗併也」とある。並駕は二匹の馬が並び馳せる意。『漢書』揚雄伝に「麗、並駕也」とあり、同王莽伝に「驪馬、並駕也」とある。二疋の馬が並んで歩く様。高樹生墓誌銘に「並駕朱輪」とあり、朱岱林墓誌銘に「並駕分駟」とある。

42 声実無爽 名声は実際は間違えることはないという意。声実は名声と実際。『管子』君臣上篇に「声実有聞也。」とあり、『史記』趙世家に「声善而実悪。」とあり、『晋書』劉琨伝に「王峯以琨侵己之地、数萊繫琨、琨不能抗、由是声実稍損。」とあり、『北史』崔浩伝に「且隔恒代千里之險、雖欲救授赴之甚難、如此則声実俱損矣。」とある。墓誌銘にも李蕤墓誌銘に「声実兼隆」とあり、楊熙僊墓誌銘に「声実求人命」とあり、元睿墓誌銘に「声実颯隆」とある。李蕤墓誌銘に「声実方茂」とある。●また、無爽は間違えない、妨げない。『周書』武帝紀論に「若使翌日之瘳無爽、經營之志獲申」とある。李渠蘭墓誌銘に「三從無爽」とあり、崔賓媛墓誌銘に「四德無爽」とあり、樂安王妃馮季華墓誌銘に「四行無爽」とあり、郭頭墓誌銘に「耐金無爽」とあり、殷伯姜墓誌銘に「四行無爽」とあり、崔鴻墓誌銘に「片言無爽」とある。

43 析轅告反 析轅が告訴すること。析轅は和紹隆墓誌銘に「析轅將返」とある。人名か。●告反は『史記』衡山王賜伝に「孝先自告反」とあり、『晋書』刑法伝に「廐律有告反逮受」とあり、『魏書』咸陽王禧伝に「小苟困迫、言欲告反、乃緩之。」とある。

44 布被言婦 生活の清苦は清貧の生活に回帰するという意。布被は『列女伝』魯黔婁妻伝に「覆以布被、首足不盡斂、覆頭則足見、覆足則頭見。」とあり、布製の服のことで、多くは生活の清苦を指す。元順墓誌銘に「布被脱粟」とある。●言婦は『詩経』周南 葛覃篇の「言告師氏、言告言歸」の毛伝に「言我也」とある。回帰すること。清貧の生活に回帰する。石婉夫人墓誌銘に「言婦王家」とあり、邢偉墓誌銘に「發言婦于忠信」とあり、元貴妃墓誌銘に「言婦宅兆」とある。

45 攀輪臥道 攀轅臥轍のこと。『後漢書』侯霸伝に「更始元年、遣使徵霸、百姓老弱相携号哭、遮使者車、或当道而卧。」とあり、「齐故安陸昭王碑文」に「攀車卧轍之恋、争涂忘遠、去思一借之情、愈久弥結。」とある。郭敏墓誌銘に「攀車臥轍」とあり、趙熾墓誌銘に「攀車臥轍」とある。

46 盈衢咽陌 盈衢は『晋書』劉曜伝に「氣塞天地、暴骸原野、哭聲盈衢」とある。趙熾墓誌銘に「吏民盈衢」とある。道を満たすこと。趙熾墓誌銘に「吏民盈衢」とある。●咽陌は出典が見られない。咽はむせぶ、陌は町。

47 履謙忌滿 謙讓の徳を行い、満たされることを嫌う。履謙は謙讓の徳を行うこと。『後漢書』鄭隲伝に「讓國遜位、歷世外戚、無與爲比、當享積善履謙之祐。」とあり、『魏書』太祖道武帝伝に「躬履謙虛、退身後己。」とある。元円墓誌銘に「履謙恭之福」とあり、李季嬪墓誌銘に「夫人履謙思順」とある。長孫子梵墓誌銘に「君履謙忌滿」とあり、元円墓誌銘に「履謙恭之福」とあり、李季嬪墓誌銘に「夫人履謙思順」とある。●また、忌滿は『宋書』傅亮伝に「四道好謙、三材忌滿」とある。満たされることを嫌う意味。

48 在性自深 出典は不明。在性は蘇阿女墓誌銘に「柔嘉在性」とあり、常敬蘭墓誌銘に「柔恭在性」とあり、馮邕妻元氏墓誌銘に「聰慧在性」とあり、韓君賄夫人高氏墓誌銘に「淵氷在性」とあり、宋靈妃墓誌銘に「玉潔在性」とあり、鞠基墓誌銘に「幽閑在性」とある。●元斌墓誌銘に「澹爾自深」とあり、元瑛墓誌銘に「生自深宮、」とある。

49 凡裏帰遜 内に政治的な力を回復すること。帰遜は『魏書』咸陽王禧伝に「父等歸遜殷勤」とあり、『梁書』文学下伝何思澄伝に「此言誤耳。如其不然、故當歸遜。」とある。『資治通鑑』齐和帝中興元年に「諸父歸遜殷勤、今便親攝百揆。」とある。帰還政柄のこと。

50 朝廷欽咨道素 朝廷は道を謹んで謀る意。朝廷は墓誌銘中にも多く見られる。欽咨は顔延之『虞舜廟文』に「敬詢故老、欽咨聖君」とあり、『藝文類聚』帝舜有虞氏に「後魏溫子昇舜廟碑曰・・欽咨聖君」とあり、また、同居処部二に「後漢李尤闕銘曰・・欽咨故實」とある。謹んで謀る。穆紹墓誌銘に「欽咨旧徳」とあり、元均墓誌銘に「欽咨茂績」とある。●道素は純朴な徳行。『抱朴子』行品篇に「履道素而無欲、時雖移而不変者、朴人也」とある。楊阿難墓誌銘に「道素相継」とあり、元愨墓誌銘に「道素自衿」とあり、韋彘墓誌銘に「優游道素」とあり、元鑽遠墓誌銘に「道素自居、」とある。

51 柳而不許 柳は星宿の名。

52 尋蒙引見 尋蒙は『晋書』卞壺伝に「尋蒙見召」とあり、同李密伝に「尋蒙國恩」とあり、『魏書』樂志に「續復營造、尋蒙旨判」とある。呼び寄せる意か。田盛墓誌銘に「君身尋蒙」とあり、薛懷儻墓誌銘に「尋蒙以礼発遣」とある。●引見は『魏書』世祖太武帝 托跋燾 下伝に「車駕行幸定州、引見長老」とあるように、皇帝が家臣謁見すること。張玉憐墓誌銘に「引見顯陽殿」とある。

53 親加慰免 親加は『魏書』崔挺伝に「興立學校、親加勸篤、百姓賴之」とあり、『宋史』竇儀伝に「世宗親加慰撫」とあるように施すこと。趙胡仁墓誌銘に「親加鞠養」とあり、皇甫艷墓誌銘に「親加撫鞠」とある。●慰免は『北史』蕭寶夤伝に「朝議明其不相干預、仍蒙慰免」とあり、その注に「魏書卷五九蕭贊傳「免」作「勉」。」とある。慰勉は『六韜』盈虚篇に「盡力農桑者、慰勉之。」とあり、『南齊書』蕭赤斧伝に「世祖有詔慰勉、賜醫藥。」とあるように、勉勵を慰問すること。

54 即面除平原公相修身範物 身を修め人に範を示す意。即面は『魏書』沈文阿伝に「事至即面問決遣」とあるようにすぐにといい意。修身は傳長興墓誌銘に「修身抗節」とあり、範物は『宋書』武帝上篇に「高祖以身範物」とあり、『南史』梁本紀上篇に「以身範物」とある。祖賁之墓誌銘に「唯以賢明範物」とある。人に範を示すこと。

55 不言而治嶽 出典不明。

56 儀止閑和 立ち振る舞いは静かで和らいでいる意。儀止はたちふるまい。『太平御覽』に晋裴啓『語林』を引き「殷公北征、朝士出送、軍容甚盛、儀止可觀。」とあり、『芸文類聚』職官部三司空に「及長風質洞遠、儀止祥華、動容合矩。」とある。人の様子を表する評語。また、宋靈妃墓誌銘に「儀止研華」とあり、曹道洪墓誌銘に「於昭儀止」とある。●また、閑和は静かで和らいだ様。『史記』司馬相如伝「雍容閑雅甚

都」とあり、『文選』聖主得賢臣頌「雍容垂拱。」の呂延濟注に「雍容、閑和貌。」とある。陶潛「閑上賦」に「始妙密以閑和、終寥亮而蔽摧」とある。封和突墓誌銘に「閑和有素」とあり、將伏君妻咎双仁墓誌銘に「閑和章於早歲」とあり、章武王妃盧貴蘭墓誌銘に「體韻閑和」とある。57 辞彩清潤 文書の彩は清麗温潤の意。辞彩は辞采。辞采は『後漢書』文苑伝上の祢衡伝に「攬筆而作、文無加點、辞采甚麗。」とあり、『北齊書』孝文 清潤は「帝所覽文籍、源其指歸而不好辞彩。」とあり、文章の彩のことをいう。元瑛墓誌銘に「辞彩潤徹」とあり、穆瑜妻陸氏墓誌銘に「辞彩猷令」とある。●また、清潤は清麗温潤の意。南朝梁の鐘榮『詩品』下に「祐詩猗猗清潤、弟祀、明靡可懷。」とある。崔鴻墓誌銘に「風寓清潤」とあり、元淵墓誌銘に「神采清潤」とあり、楊暉墓誌銘に「辞吐清潤」とあり、元均墓誌銘に「風宇清潤」とある。58 不以榮辱變心 榮辱は榮光と恥辱。『易経』繫辭上傳に「言行、君子之樞機。樞機之發、榮辱之主也」とある。鄭道忠墓誌銘に「榮辱改慮」とあり、張瓊墓誌銘に「榮辱豈復介懷」とあり、元賢墓誌銘に「榮辱誰改」とあり、竇泰墓誌銘に「榮辱之來」とあり、劉殺鬼墓誌銘に「榮辱兩忘」とあり、宇文瓘墓誌銘に「榮辱罕累」とある。また、變心は氣が変わる意。『荀子』君道篇に「百姓易俗、小人變心。」とあり、『史記』張儀伝に「乃且願變心易慮、割地謝前過以事秦。」とある。

59 憂驩動慮 哀樂に心を動かす意。憂驩は不明。驩は歡とも考えられ、『晋書』刑法志に「怡悅似福、喜怒憂歡、貌在聲色。」とあり、『宋書』顏竣伝に「既而憂歡異日、甘苦變心」とあるように、哀樂の意。動慮は『芸文類聚』雜文連珠に「雖欲忘而不歇、薰芬動慮。」とあり、心を動かす。

60 導民率下 『論衡』語增篇に「外出戒慎之教、内飲酒盡千鍾、導民率下、何以致化。」とある。民を導き率いる意。元遙墓誌銘に「導民以孝」とあり、元朗墓誌銘に「導民庶以礼信」とあり、于神恩墓誌銘に「導民以德」とあり、元惊墓誌銘に「導民用德」とあり、元湛墓誌銘に「導民由德」とある。元惊墓誌に「率下以信」とあり、崔幼妃墓誌銘に「嚴而率下」とある。

61 仁讓之風 情け深くへりくだる意。仁讓之風は『三国志』蜀書』劉二牧伝に「吳書曰、闡一名緯、為人恭恪、輕財愛義、有仁讓之風、後疾終於家。」とあり、『晋書』慕容暉伝に「且古之王者、不以天下為榮、憂四海若荷擔、然後仁讓之風行、則比屋而可封。」とあり、仁讓は後漢以降に見られる言葉のようで、情け深くへりくだること。侯掌墓誌銘に「仁讓著于邦家」とあり、元瑛墓誌銘に「仁讓為基」とあり、張懋墓誌銘に「仁讓生知」とあり、公孫略墓誌銘に「仁讓成性」とあり、賀屯植墓誌銘に「仁讓發於天性」とある。

62 当官奉職 官職を担当しその職に奉じる意。当官は官職を担当すること。『左伝』文公十年「當官而行、何彊之有」の楊伯峻注に「意言我當其官守、行其職責、不為強也」とある。当官は王斑墓誌銘に「当官而行」とあり、元隱墓誌銘に「正色当官」とあり、墓賈祥誌銘に「直巳当官」とあり、侯剛墓誌銘に「当官正色」とあり、楊濟墓誌銘に「厲俗当官」とある。●奉職は職に奉じる事。『史記』循吏伝に「奉職循理、亦可以爲治、何必威嚴哉」とある。穆紹墓誌銘に「清心奉職」とあり、韓智輝墓誌銘に「留心奉職」とあり、傅長興墓誌銘に「大夫奉職」とある。63 属匪躬之節 我が身を省みず王事に尽くす忠節に従った意。匪躬之節は『晋書』太宗簡文帝司馬昱伝に「文武致匪躬之節」とあり、同李胤伝に「詔以胤忠允高亮、有匪躬之節。」とあり、同盧欽伝に「肆勤内外、有匪躬之節。」とあり、『三国志』魏書王朗伝に「乃心存公、有匪躬之節」とあり、同呉書呉主呉子伝孫登伝に「陸遜忠勤於時、出身憂國、審審在公、有匪躬之節。」とあり、『北齊書』儒林伝に「致位大臣、勵精在公、有匪躬之節。」とあり、『周書』柳慶伝に「柳慶束帶立朝、懷匪躬之節」とある。墓誌銘にも見られる。封之秉墓誌銘に「夙夜匪躬之節」とある。墓誌銘には、穆循墓誌銘に「匪躬之成」とあり、于景墓誌銘に「匪躬之操」とあり、封延之墓誌銘に「匪躬之臣」とある。

64 由是嘉庸簡於帝心 これによって嘉績は御心のままに選ばれるという意。嘉庸は嘉績。『文選』宣德皇后令に「功隆賞薄、嘉庸莫疇」とあり、その劉良柱に「嘉、善、庸、功、莫、無、疇、報也」とある。嘉庸は索泰墓誌銘に「嘉庸芳流」とある。簡於帝心は『論語』堯曰篇に「帝臣不蔽、簡在帝心。」とあり、『三国志』王朗伝に「簡在帝心」とあり、『南齊書』蕭赤斧伝に「簡在帝心」とある。簡は選ぶ。心のままに選ぶこと。墓誌銘にも記載があり、皮演墓誌銘に「簡在帝心」とあり、元隱墓誌銘に「每簡於帝心」とあり、元茂墓誌銘に「簡在帝心」とあり、于神恩墓誌銘に「克簡帝心」とあり、元欽墓誌銘に「簡在帝心」とある。

65 美頌溢於民口 美しい言葉が民の口からあふれるという意。美頌は『漢書』諸侯王表に「或乃稱美頌德、以求容媚、豈不哀哉」とあり、『顔氏家君』文章篇に「凡詩人之作、刺箴美頌、各有源流」とあり、『文選』曹元首六代論に「唯恐在後、或乃稱美頌德、以求容媚、豈不哀哉。」とある。民口は『呂氏春秋』離渭篇に「鄭國大亂、民口謹譁、子産患之、於是殺鄧析而戮之、民心乃服、是非乃定、法律乃行。」とあり、『魏書』張袞伝に「昔厲防民口、卒滅宗姬」とある。張彦墓誌銘に「民口雖復」とあり、蕭正表墓誌銘に「結珮言於民口」とある。

66 而驚川不舍「秀十頁」山 驚川は『芸文類聚』礼部下に「歎牛山悲、我悼驚川逝。」とある。ここでは予期をしない死が襲ったことを言う意か。驚川は辛祥墓誌銘に「驚川弗舍」とあり、王静墓誌銘に「驚川易邁」とあり、李謀墓誌銘に「逝似驚川」とあり、于神恩墓誌銘に「驚川

不捨」とある。不舍は不捨。楊彦墓誌銘に「逝川不舍」とある。

67 痛逆市壘 市壘は市塵。市中の商店。『孟子』公孫丑上篇に「市、塵而不征」とあり、その趙岐注に「塵、市宅也。」とある。市中に驚きが走ったことの例え。

68 悲深黄屋 悲深は元挙墓誌銘に「悲深旋墓」とあり、元天穆墓誌銘に「悲深万古」とある。黄屋は『史記』秦始皇帝本紀に「子嬰 度次得嗣、冠玉冠、佩華紱、車黄屋。」とあり、皇帝専用の車をさすが、ここでは墓主の屋敷のことを指すか。悲しさが屋敷を包んだことの意か。永昌郡長公主墓誌銘に「悼深黄屋」とある。

69 感陵谷有代遷 埋葬される谷は変わることがあるという意か。類似の表現に『後漢書』楊震伝に「陵谷代處」とあり、侯愔墓誌銘に「陵谷代遷」とあり、王偃墓誌銘に「陵谷代遷」とあり、張氏妻赫連阿妃墓誌銘に「陵谷代遷」とあり、尉冏墓誌銘に「陵谷代遷」とある。

代遷は移易、更代のこと。郭崇墓誌銘に「皇祖孝文皇帝代遷」とあり、侯愔墓誌銘に「陵谷代遷」とある。

70 恋清猷於長往 清らかな道を永久にこいねがう意。清猷は清らかな道。清猷は南朝梁の沈約《齊安陸昭王碑文》に「爰始濯纓、清猷浚發。」とあり、『南齊書』王儉伝に「清猷自遠」とあり、同蕭赤斧伝に「清猷盛業」とあり、『周書』独孤信伝に「睿哲居宗、清猷映世。」とある。清らかな道。また、元暉墓誌銘に「清猷継業」とあり、元秀墓誌銘に「清猷日昇」とあり、元愔墓誌銘に「世載清猷」とあり、穆紹墓誌銘に「清猷傍映」とあり、元顥墓誌銘に「清猷被国」とあり、元徽墓誌銘に「清猷被国」とあるなど用例は多い。●長往は『魏書』列女伝・魏溥妻房氏に「相感長往之恨」とあり、一度去って帰らない意。法師杜氏墓誌銘に「痛茲顏之長往」とあり、夫人姓姜氏墓誌銘に「泣凱風之長往」とある。

71 式銘遺芳 規範となる文書はかぐわしい香りがする意。式銘は『宋書』裴松之伝に「是故率土仰詠、重譯咸說、莫不謳吟踊躍、式銘皇風。」とあり、『魏書』常景伝に「是故乘和體遜、式銘方冊、防微慎獨、載象丹青。」とあり、規範となる銘文、文章の意。式銘は墓誌銘に「式銘遺芳」とあり、元義華墓誌銘に「式銘遺芳」とある。遺芳は『楚辭』遠游篇に「誰可與玩斯遺芳兮、晨鄉風而抒情。」とあり、王逸注に「斯遺芳、一本作此芳草。」とある。香花の芳草。崔猷墓誌銘に「遺芳寂蔑」とあり胡頭明墓誌銘に「謙緝遺芳」とある。

72 寄之窮壤 これを天地に寄せるという意。窮壤は穹壤。穹壤は『晋書』后妃上に「宗廟歆其薦羞、穹壤俟其交泰」とあり、『周書』馮遷伝に

「名與穹壤齊其久矣。」とある。天と地。窮壤は傳華墓誌銘に「奄淪窮壤」とあり、穹壤は元夫人墓誌銘に「同弊穹壤」とあり、李府君妻祖夫人墓誌銘に「穹壤同化」とある。

73 肇憂開源 肇憂開源は始めは源を憂えたという意か。肇憂は出典がない。開源は『荀子』富国篇に「故明王必謹養其和、節其流、開其源、而時斟酌焉。」とある。源を開く。開源は開原でもある元璨墓誌銘に「積聖開源」とあり、元則墓誌銘に「弱水開源」とあり、王翊墓誌銘に「綿颺開源」とあり、元液墓誌銘に「毛畢開源」とあり、李憲墓誌銘に「姬水開原」とあり、郭肇墓誌銘に「履跡開原」とあり、元湛墓誌銘に「開原發系」とあり、高瓊墓誌銘に「開原火紀」とあり、朱箱寶墓誌に「開原群才」とある。

74 資莘啓胄 長い武器を資（たす）け兜を啓（ひら）く、という意か。莘は長い様、胄はかぶと。啓胄は臨洮王妃楊氏墓誌銘に「昌源啓胄」とあり、封延之墓誌銘に「具用世家啓胄」とある。

75 懸河泌写 傾斜して止まらず、饒舌であり必ず書く。懸河は傾斜して止まらない意。『世說新語』言語篇に「山崩溟海竭、魚鳥將何依。人間之曰、卿憑重桓乃爾、哭之狀其可見乎。」とあり、『北史』裴蘊伝に「蘊亦機辯、所論法理、言若懸河、或重或輕、皆由其口。」とあり、元襲墓誌銘に「郭象之弁類懸河」とあり、邢宴墓誌銘に「懸河瀉而不竭」とあり、元孝輔墓誌銘に「懸河不已」とあり、獨孤忻墓誌銘に「懸河行同」とあり、僧賢墓誌銘に「総入懸河」とあり、赫連子悅墓誌銘に「弁若懸河」とある。●泌写は不明。饒舌であり必ず書く意味。

76 層峯累構 重なりあつた峰が幾重にも構えている意。層峯は梁簡文帝「詠朝日詩」に「团团出天外、煜煜上層峰」とあり、重なり合つた峰、そびえ立つた峰。元仙墓誌銘に「層峯罔極」とあり、元誘墓誌銘に「層峰峻於閩風」とあり、元暉墓誌銘に「層峰無際」とあり、元愔墓誌銘に「層峰与嵩嶧峻」とある。●累構は陸雲『答兄平原書』に「巍巍先基、重規累構、赫赫重光、遐風激驚。」とあり、『魏書』天象志・星變下・星變下伝に「驟更先帝之法、累構不測之禍、干明孰甚焉。」とある。元宗正夫人司馬氏墓誌に「重巖累構」とあり、公孫猗墓誌銘に「累構成王」とあり、鞠基墓誌銘に「洪基累構」とある。幾重にも構える意。

77 夫君鐘美 亡くなった墓主の美はという意。鐘美は『春秋左氏伝』昭公二十八年伝「子路早死無後、而天鐘美于是。」とあり、美を集めること。また、元倪墓誌銘に「国靈鐘美」とあり、高貴墓誌銘に「山川鐘美」とあり、司馬遠龍墓誌銘に「鐘美自斯」とあり、公諱挺墓誌銘に「旧德鐘美」とあり、張僧顛墓誌銘に「蘊靈鐘美」とあり、封孝琰墓誌銘に「鐘美淑靈」とある。

78 樹茲独秀 この特に秀でたものを植えること。独秀は『晋書』列女伝に「振高情而獨秀」とあり、『魏書』積老伝に「有一沙門、容止獨秀」とあり、『南史』張裕伝に「江東無我、卿當獨秀、我若無卿、亦一時之傑。」とある。また、李伯欽墓誌銘に「明經独秀」とあり、元演墓誌銘に「英殞独秀」とあり、崔賓媛墓誌銘に「故能独秀」とあり、穆妻尉太妃墓誌銘に「貞規独秀」とあり、胡頭明墓誌銘に「風儀独秀」とあるなど用例は多い。

79 霜筠共藹 霜と青竹はともに茂る。筠は青竹。藹は茂る。霜筠は張氏妻赫連阿妃墓誌銘に「霜筠千丈」とあり、共藹は他に出典がない。

80 夙（風？）蘭 等臭 風に吹かれる蘭の香り。出典はない。

81 惟忠惟孝 忠であり孝である意。惟忠惟孝は『書経』蔡仲之命篇に「惟忠惟孝。爾乃邁自身。」とある。『芸文類聚』礼部上辟雍篇に「惟忠惟孝、自家刑國、乃武乃文、化成天下」とある。元寿安墓誌銘に「惟孝惟忠」とある。

82 因心自得 心に従い自ら悟る意。因心は、親善仁愛の心。『詩経』大雅 皇矣篇「維此王季、因心則友」の毛伝に「因、親也」とある。崔隆宗女墓誌銘に「因心而厚」とある。●自得は『尚書』商書 仲虺之誥篇に「能自得師者王。」とあり、『礼記』中庸篇に「君子無入而不自得焉。」とあり、その注に「自得、謂所郷不失其道。」とあり、『孟子』離婁下篇に「君子深造之以道、欲其自得之也。」とあり、『荀子』勸学篇に「積善成德、而神明自得」とある。自得は李端墓誌銘に「自得澹若依玄」とあり、馮聿墓誌銘に「悠然自得」とあり、寇憑墓誌銘に「容予自得」とある。

83 有言有行 有言は聞くべき発言、有行は見るべき行い。有言は、『儀礼』聘礼篇に「若有言、則以束帛、如享禮」とあり、『左伝』十七年に「臧文仲有言曰、民主偷、必死」とあり、『論語』憲問篇に「子曰、有德者必有言、有言者不必有德」とある。李伯欽墓誌銘に「来猷有言」とあり、元嵩墓誌銘に「人亦有言」とあり、高雅墓誌銘に「人一有言」とあり、高岳墓誌銘に「先民有言」とあり、樂陵王妃斛律氏墓誌銘に「有言而已」とあり、高充墓誌銘に「先民有言」とあり、●また、有行は、『孔子家語』執轡篇に「能行德法者為有行」とあり、『礼記』聘義篇に「此・人之所難、而君子行之、故謂之有行。有行之謂有義、有義之謂勇敢」とあり、『孟子』梁惠王下篇に「古之人有行之者、武王是也」とある。劉先生夫人墓誌銘に「居室有行」とあり、元融妃穆氏墓誌銘に「女子有行」とあり、馮会墓誌銘に「有德有行」とあり、胡頭明墓誌銘に「亦既有行」とある。

84 施吐成則 言葉を施し規則をなす意。『周礼』肆師篇に「凡樂成則告備」とあり、『礼記』祭統篇に「政行則事成。事成則功立」とある。成則は常季繁墓誌銘に「率行成則」とあり、元公妻薛慧命墓誌銘に「宛轉成則」とあり、韋鮮玉墓誌銘に「顧歩成則」とあり、李挺墓誌銘に「緝紳仰而成則」とある。

85 樂彼沖虚 そのむなしさを樂しむという意。沖虚は雜念を去つて心をむなしくする、むなししい。『晋書』太宗簡文帝 司馬昱に「帝以沖虚簡貴」とあり、『三国志』魏書 傅嘏伝に「然其沖虚德宇、未若徐幹之粹也」とある。吐谷渾墓誌銘に「君稟沖虚於凝緒」とあり、王曦墓誌銘に「稟氣沖虚」とあり、崔幼妃墓誌銘に「愛好沖虚」とある。

86 恬此淵默 安らかなるかなこの沈黙は、という意。恬は安らか。淵默は静かに黙ること。『莊子』在宥篇に「尸居而龍、淵默而雷聲。」とあり、『北魏』世宗宣武帝元恪伝に「善風儀、美容貌、臨朝淵默、端嚴若神、有人君之量矣。」とあり、『淮南子』泰族篇に「斉明盛服、淵默而不言」とある。孫遼浮凶銘記に「秉心淵默」とあり、崔元容墓誌銘に「夫人志懷淵默夫人志懷淵默」とある。

87 風節剋宣 風節は風骨節操、また、風骨と気概。『三国志』魏志に「王淩 風節格尚、毋丘儉 才識拔幹。」とあり、『晋書』慕容儁伝に「少以風節知名」とあり、『魏書』高允伝に「一代佳士、所乏者矯矯風節耳。」とあり、『南史』顧覲之伝に「嫌其風節過峻。」とある。元始和墓誌銘に「風節伴於古覽」とあり、皇甫麟墓誌銘に「風節朝略」とあり、元広墓誌銘に「砥厲風節」とあり、于景墓誌銘に「世承風節」とある。●また、剋宣は克宣。『晋書』文六王 樂平王延祚伝に「扶風文教克宣、加之以孝行」とあり、『魏書』道武七王列伝河南王曜伝に「妙略克宣、關境克城」とある。『梁書』太祖五王 鄱陽王恢伝に「爰在弱歲、美譽克宣」とあり、『南齊書』武帝蕭蹟伝に「教義克宣、誠感兼暢。」とあり、同武十七王 竟陵文宣王子良伝に「燮曜台陞、五教克宣。」とある。元延明墓誌銘は「茂夷剋宣」とあり、元襲墓誌銘は「茂績剋宣」とあり、元彧墓誌銘は「六條剋宣」とあり、高湛墓誌銘に「誠効剋宣」とあり、李挺命婦元季聡墓誌銘に「剋宣孝敬」とあり、李挺妻劉幼妃墓誌銘に「威惠剋宣」とあり、墓誌銘に「大業剋宣」とあり、独孤思男墓誌銘に「德音剋宣」とあり、穆紹墓誌銘に「克宣帝命」とあり、趙征興墓誌銘に「政孝克宣」とある。

88 声猷允塞 名譽ある謀は充滿しているという意。声猷は声誉と業績。また、名譽ある謀。『周書』袁敞伝に「朝宗上國、則聲猷遠振。」とあり、『北史』蕭与伝論に「声猷遠振、豈非繼世之令王主乎」とある。李璧墓誌銘に「令声猷而不滅」とあり、封魔奴墓誌銘に「声猷峻邈」とあ

り、元斌墓誌銘に「声猷無絶」とあり、公孫猷墓誌銘に「声猷無虧」とあり、陸君夫人李華墓誌銘に「外揖声猷」とある。●允塞は充滿、充実の意。『書経』禹贡伝に「濬哲文明、温恭允塞」とあり、その孔穎達疏に「舜既有深遠之智、又有文明温恭之德、信能充實上下也。」とあり、『詩経』大雅常武篇に「王猶允塞、徐方既來。」とある。『晋書』四廂樂歌正旦大會行禮歌に「流化罔極、王猷允塞」とある。また、『魏書』烏夷蕭衍伝に「今帝道休明、皇猷允塞、四民樂業、百靈效祉。」とある。永陽敬太妃王氏墓誌銘に「芳猷允塞」とあり、李元姜墓誌銘に「六行允塞」とあり、崔寶媛墓誌銘に「仁風允塞」とあり、元暉墓誌銘に「清風允塞」とあり、趙超宗妻王氏墓誌銘に「徽音允塞」とあり、平陽王昭妃馮羅長墓誌銘に「芳猷允塞」とあり、独孤華墓誌銘に「徽猷允塞」とあり、李祖牧墓誌銘に「風猷允塞」とある。

89 良玉既雕 良玉は既に彫られた。出典ははっきりしない。『法言』寡見篇に「良玉不彫、美言不文。」とある。元澈墓誌銘に「可謂良玉未器」とある。

90 逸翮斯举 逸翮は強くてよい鳥の羽。『宋書』謝靈運伝に「傷粒食而興、眷逸翮而思振」とある。元演墓誌銘に「逸翮中摧」とあり、山暉墓誌銘に「永申逸翮」とあり、王基墓誌銘に「逸翮未窮」とあり、王忠墓誌銘に「逸翮未窮」とあり、劉道斌墓誌銘に「逸翮初騫」とあり、元昭墓誌銘に「逸翮〔左秀十右頁〕霄」とあり、張徹墓誌銘に「逸翮方騰」とあり、元恂墓誌銘に「逸翮中推」とあり、楊濟墓誌銘に「逸翮未展」とあり、元欽墓誌銘に「逸翮方騰」とあり、笥景墓誌銘に「逸翮擢雲」とあり、尔朱襲墓誌銘に「逸翮将起」とあり、元液墓誌銘に「方将抗逸翮以搏風」とあり、長孫盛墓誌銘に「逸翮有冀」とあり、元襲墓誌銘に「逸翮孤騫」とあり、劉懿墓誌銘に「逸翮方举」とあり、閻子璨墓誌銘に「逸翮始冲」とあり、李徳元墓誌銘に「逸翮高翻」とあり、長孫彦墓誌銘に「而羈逸翮」とあり、梁伽耶墓誌銘に「逸翮高搏」とあり、薛懷儁墓誌銘に「逸翮終翻」とあり、宇文斌墓誌銘に「鼓逸翮而干雲」とあり、楊延墓誌銘に「高翻逸翮」とあり、楊戾墓誌銘に「方聘逸翮於雲衢」とある。●斯举は飛び上がる意味。鳥が飛び立つ様。『論語』郷党篇に「色斯举矣、翔而後集。」とあり、『後漢書』崔駰伝に「或望色而斯举」とあり、『搜神記』に「特願相屈、魏過何人、而有斯举」とある。元鑿墓誌銘に「惟王斯举」とあり、元暉墓誌銘に「徳翰斯举」とあり、賈思伯墓誌銘に「迺膺斯举」とあり、李翼夫人崔徽華墓誌銘に「斯举至若」とあり、元祉墓誌銘に「属当斯举」とあり、元鑽遠墓誌銘に「德音斯举」とあり、王悦郭夫人墓誌銘に「莫膺斯举」とあり、郭欽墓誌銘に「貴応斯举」とあり、辛韶墓誌銘に「六條斯举」とあり、莫仁相墓誌銘に「風政斯举」とある。

91 頻煩歴試 頻繁にいろいろと試みることを。頻煩は頻繁。『三国志』蜀志 費禕伝に「以奉使稱旨、頻煩至吳。」とあり、『魏書』頭祖献文帝伝 拓拔弘伝に「又無特殊原因、不可能頻煩遣使。」とあり、同喪服伝に「臣等頻煩上聞、仰申誠款。」とある。羊祉墓誌銘に「頻煩表情」とあり、元継墓誌銘に「頻煩司会」とあり、法師杜氏墓誌銘に「頻煩切至」とあり、馮景之墓誌銘に「頻煩往復」とあり、宇文長墓誌銘に「頻煩寵靈」とあり、李稚廉墓誌銘に「頻煩卿寺」とある。●歴試はいろいろと試みることを。『孔叢乎』論書篇に「堯既得舜、歴試諸難」とあり、『晋書』王祥伝に「登庸歴試、無毗佐之勳、沒無以報」とあり、『魏書』王脩伝に「掾清身絜己、歴試諸難」とあり、『北齊書』皇甫玉伝に「世宗歴試之」とある。楊舒墓誌銘に「歴試惟允」とあり、元延明墓誌銘に「於焉歴試」とあり、崔景播墓誌銘に「歴試有称」とあり、元子邃墓誌銘に「効彰歴試」とあり、李稚廉墓誌銘に「悉皆歴試」とある。

92 王猷剋亨 王道を高めた意。王猷は猶王道の意味。『詩経』大雅常武篇に「王猶允塞、徐方既來」とあり、朱熹の集伝に「猶、道。言王道甚大、而遠方懷之、非獨兵威也。」とある。『晋書』世祖武帝 司馬炎伝に「帝道王猷、反居文身之俗」とあり、『魏書』献文六王 彭城王勰伝に「論道中鉉、王猷以穆、七德丕宣、九功在詠。」とある。元乂墓誌銘に「翼亮王猷」とあり、張氏妻赫連阿妃銘記に「緝釐王猷」とあり、穆瑜墓誌銘に「王猷用広」とあり、薛脩義墓誌銘に「佐我王猷」とある。●また、剋亨は克亨。よくし通る。他に出典は見られない。

93 入参議職 参議の職に入る。参議は『魏書』文成王列伝 広川王略伝に「羣臣從駕、臣等参議、以為不宜復哭」とあるなど、参与と謀議。裴子誕墓誌銘に「参議台府」とある。

94 出紐挹組 ひもを出し、くみひもを組む意。出典は不明。

95 沢漸廓衛 漸は流れ込む。沢は廓川・衛川に流れ込む意。沢漸は『魏書』高允伝に「生死蒙惠、人欣覆育、理貫幽冥、澤漸殊域。」とある。『史記』吳太伯世家に「歌邨、廓、衛。」とある。

96 化洽陳汝 陳汝の地まで教化が行き渡ったという意。化洽は教化があまねく行き渡る意。民の心をあまねく善に導き変える。班固『典引』に「惇睦弁章之化洽」とあり、『三国志』魏之 蘇祖伝に「陛下化洽中国、德流沙漠。」とあり、『晋書』康獻褚皇后伝に「光大之美、化洽在昔」とあり、『魏書』崔浩伝に「變風易俗、化洽四海」とある。辛祥墓誌銘に「化洽民婦」とあり、趙光墓誌銘に「化洽邦里」とあり、鄭道忠墓誌銘に「化洽汾榆」とあり、元植墓誌銘に「化洽橋枝」とあり、元植墓誌銘に「化洽橋枝」とあり、堯奮墓誌銘に「化洽教起」とあり、妃諱敬墓

誌銘に「風移化洽」とあり、李希礼墓誌銘に「師尹化洽」とあり、朱岱林墓誌銘に「化洽江湘」とあり、朱緒墓誌銘に「功成化洽」とあり、尉遲雲墓誌銘に「化洽源戎」とある。●陳汝は、地名。『晋書』劉聰伝に「周旋梁、陳、汝、潁之間」とあり、『魏書』閻大肥伝に「假大肥使持節、安陽公、鎮撫陳汝。」とあり、『南齊書』司州伝に「立州於義陽郡。有三關之隘、北接陳、汝、控帶許、洛。」とある。辛祥墓誌銘に「陳汝郢民」とある。

97 禍福無常 禍福無常は災いや幸福が来るのに常の道はないという意か。「禍福無門」と同じ。『左伝』襄公二十三年に「禍福無門、唯人所召、為人所召、為人子者、患不孝、不患無所、敬共父命、何常之有、若能孝敬、富悟季氏可也。」とある。また、『晋書』殷仲堪伝に「夫禍福同門、倚伏萬端、又未可斷也。」とあり、同外戚伝に「古人所謂禍福無門、惟人所召」とあり、『宋書』謝晦伝に「禍福無門、逆順有數」とあり、『宋書』樂三に「禍福無形、唯念古人」とある。皇甫驎墓誌銘に「陳示禍福」とあり、崔賓媛墓誌銘に「禍福無門」とあり、元天穆墓誌銘に「禍福相依」とあり、楊津墓誌銘に「禍福無門」とあり、楊仲礼墓誌銘に「禍福難依」とあり、元宝建墓誌銘に「禍福無門」とある。●無常は孫標墓誌銘に「黼命無常。」とあり、比丘尼僧墓誌銘に「無常即化」とあり、李璧墓誌銘に「無常之理」とあり、元激墓誌銘に「性命無常」とあり、元純陀墓誌銘に「榮落無常」とあり、元朗墓誌銘に「共此無常」とある。

98 吉凶共轍 吉凶共轍は吉凶には境がないという意味か。『三国志』魏書傅嘏伝に「君臣偽立、吉凶共患、又喪其元帥、上下憂危」とある。孫標墓誌銘に「吉凶玄明」とあり、劉華仁墓誌銘に「吉凶雜樂」とあり、元公夫人薛伯徽墓誌銘に「於吉凶礼儀」とあり、侯剛墓誌銘に「自非吉凶弔慶」とあり、胡昭儀墓誌銘に「吉凶有兆」とある。●共轍は王翊墓誌銘に「殊途共轍」とある。

99 一去国門 一度現世を離れたらばという意か。辛祥墓誌銘に「一去皇邑」とあり、羊祉妻崔氏墓誌銘に「一去莫及」とあり、元融墓誌銘に「一去不来」とあり、元固墓誌銘に「一去不還」とあり、元讞墓誌銘に「百年一去」とある。●国門は『宋書』后妃 文元袁皇后伝に「南背国門、北首山園」とあり国都の城門。元遙墓誌銘に「輶轄国門」とあり、元昭墓誌銘に「世号国門」とあり、元俊墓誌銘に「既出国門」とあり、元誕墓誌銘に「過国門而虚駕」とあり、李桃杖墓誌銘に「路指国門」とある。

100 長違昭世 永別し政治清明の時代に入るという意。長違昭世は『芸文類聚』儲宮篇に「遠賓上靈、長違昭世、痛結宸慈、哀震華棣、嗚呼哀哉」とある。長違は死の婉曲表現。『魏書』蕭寶夤伝に「定省长違、報復何日」とあり、『南齊書』文惠太子伝に「守器難永、視膳長違」とある。

石婉夫人墓誌銘に「与世長違」とあり、充華嬪盧令媛墓誌銘に「就館長違」とあり、穆紹墓誌銘に「長違邦国」とあり、楊椿墓誌銘に「長違絳闕」とあり、叔孫固墓誌銘に「万古長違」とあり、梁□墓誌銘に「長違狹耶」とあり、平陽王昭妃馮羅長墓誌銘に「親戚長違」とあり、拓拔昇墓誌銘に「庄志長違」とあり、□伏買墓誌銘に「長違世樸」とあり、徐之才墓誌銘に「長違温清」とあり、李稚華墓誌銘に「長違昭世」とある。●昭世は政治清明の時代。南朝宋の鮑照「拟青青陵上柏」詩に「浮生旅昭世、空事歎華年。」とある。郭珍墓誌銘に「悵茲昭世」とあり、崔混墓誌銘に「長「左」十右凌」昭世」とあり、李稚華墓誌銘に「長違昭世」とある。

101 遭廻此路 難行不進なるかなこの道の意。遭廻は遭迴。または遭回、遭回。難行不進の様子。『淮南子』原道篇に「遭回川谷之間、而滔騰大荒之野」とあり、その高誘注に「遭回、猶委曲也。」とある。また同本経訓に「以揚激波、曲拂遭迴」とある。『梁書』張充伝に「孤秀神崖、每遭回於在世」とあり、『陳書』江総伝に「望島嶼之遭回」とあり、『北史』王士良伝に「遭回於燕雀之伍」とある。郭顛墓誌銘に「寒浦遭迴」とあり、元固墓誌銘に「遭廻芒路」とあり、張懋墓誌銘に「丹壑遭迴」とある。

102 蓼苕丘垤 人参やキンマの生える小山の意。蓼は人参、苕はきんま(草の名)。蓼苕は元子直墓誌銘に「福極蓼苕」とあり、郭珍墓誌銘に「蓼苕容止」とあり、●丘垤は小山。『孟子』公孙丑上篇に「泰山之於丘垤、河海之於行潦、類也」とある。

103 朝寵有追 朝廷が追号を贈る意。朝寵は『宋書』王僧綽伝に「夙無朝寵、累任邊外、未嘗居中」とあり、『魏書』劉休賓伝に「吾蒙本朝寵遇、捍禦藩屏、尊卑百口、並在二城」とある。また、張遵墓誌銘に「□辞朝寵」とある。●有追は『礼記』問喪篇に「望望然。汲汲然。如有追而弗及也。」とあり、『宋書』礼五に「又有追鋒車、去小平蓋」とあり、『陳書』劉師知篇に「祖葬之辰、始終永畢、達官有追贈」とある。また、元華光墓誌銘に「深有追愴云」とある。

104 声徽無絶 名声を好むことは絶えることがないという意。声徽は名声を好む意。文献に用例がない。封懿墓誌銘に「實宜備述聲徽、式流伊古。」とあり、元宝建墓誌銘に「懼山崩川改、餘美無傳、故敬勒聲徽、舊諸來世。」とある。元秀墓誌銘に「故早樹声徽」とあり、元熙墓誌銘に「声徽往烈」とあり、王悦郭夫人墓誌銘に「空想声徽」とあり、元宝建墓誌銘に「懼山崩川改、餘美無傳、故敬勒聲徽、舊諸來世。」とある。●無絶は常季繁墓誌銘に「無絶椒蘭」とあり、元斌墓誌銘に「声猷無絶」とあり、武宣王妃李媛華墓誌銘に「無絶終古」とあり、封之秉墓誌銘に「無絶遺芳」とあり、于纂墓誌銘に「鴻勳無絶」とあり、元純陀墓誌銘に「無絶芬芳」とある。

※この研究は科研費 基盤研究（C）「水運を利用した南北朝から隋朝への石刻書法の伝播―篆書の墓誌蓋に注目して―」（課題番号 19K00157）の研究成果の一つである。令和元年九月二十八日に全国大学書道学会で発表を行い、その後、『大学書道研究』第十三号に投稿をした（掲載予定）。その研究の中で、辛穆墓誌銘、封之秉墓誌銘、元子正墓誌銘の共通性を調査したが、その裏付けとなる資料の一つとして訳注を作った出典を明らかにした。